

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成15年3月5日(水)

	頁
1 周産期医療ネットワークについて	1
2 小児慢性特定疾患治療研究事業について	1
3 新生児聴覚検査事業について	2
4 療育相談指導事業について	2
5 乳幼児発達相談指導事業について	3
 (参考資料)	
資料1 周産期医療ネットワーク(周産期医療対策費)	4
資料2 新生児聴覚検査事業の手引き	5

雇用均等・児童家庭局母子保健課

母子保健対策の推進について

1 周産期医療ネットワークの整備について

妊産婦死亡、周産期死亡等のさらなる改善により安心して出産できる体制を整備するため、新エンゼルプランにおいて、総合周産期母子医療センターを中核とした周産期医療ネットワーク（システム）の整備を計画的に進めているところである。

平成14年度における実績（見込み）が人口規模の大きい都府県を中心に19都府県にとどまっていることなどから、現在、人口規模の小さい県については、ネットワークの中核となる総合周産期母子医療センターの設置基準の見直し等を検討しているところであり、地域医療計画の改訂に際しては、総合周産期母子医療センターを整備し、これを中心とした地域周産期母子医療センター及び一般産科との母体及び新生児の搬送体制をはじめとする連携体制等、周産期医療について計画に盛り込むことを願います。

また、周産期医療ネットワークの整備については、新エンゼルプランにおいて、計画的な整備を図ることとしているのに加え、昨年末（平成14年12月24日）決定された障害者基本計画に沿った重点施策実施5か年計画（平成14年12月24日）においても整備を図ることとされているのでご留意願いたい。

総合周産期母子医療センターの設置基準の見直し（検討（案））

人口規模がおおむね100万人以下の県	（現行）	（検討（案））
母体・胎児集中治療管理室	6床以上	→ 3床以上
新生児集中治療管理室	9床以上	→ 6床以上

2 小児慢性特定疾患治療研究事業について

① 事業の見直しについて

本事業については、事業創設以来4半世紀が経過したところであり、14年6月に「小児慢性特定疾患治療研究事業の今後のあり方と実施に関する検討会」よりご報告をいただいたところであるが、平成15年度予算（案）においては、制度の見直しは行わず、現行の制度により実施することとしており、慢性疾患児に対する支援策については、引き続き検討することとしており、今後も適宜状況についてお知らせしたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。

② 関連施策について

慢性疾患児等の健全育成のため、保健所が主体となって相談や療育の指導を行うことは、保健所の重要な業務と考えており、従来から慢性疾患児等に対する療育相談指導事業や心身の成長発達のための支援を必要とする乳幼児等に対する乳幼児発達相談指導事業等についてご努力頂いているところであるが、引き続きその推進についてご配慮願いたい。

また、子育て支援短期事業については、「子育て支援短期利用事業の実施について」（平成7年4月3日児発第373号厚生省児童家庭局長通知）により行われているところであるが、平成15年度より、慢性疾患児の看病疲れなども対象とすることとしているので、実施施設の拡大などについてご配慮願いたい。

- ③ 患児家族の滞在施設を設置運営する公益法人の税制優遇措置の新設について
慢性疾患にかかっている児童が医療機関で療養を受けるための家族の宿泊施設の設置運営を行う財団法人又は社団法人は、各都道府県又は所管省庁に認定されれば、特定公益増進法人となることが、関係政令改正により平成15年4月以降可能となる（予定）。

この法人への寄付については、所得税、法人税の優遇措置があるため、この新たな制度の周知・活用による法人設立・認定をお願いしたい。

3 新生児聴覚検査事業について

聴覚障害を早期に発見し、早期支援を行う観点から、新生児聴覚検査事業を平成12年度から試行的に実施しているところである。この事業の実施にあたっては、いたずらに保護者に不安を与えないための相談体制や療育体制の整備等が不可欠であり、検査を行う医療機関、保健所、児童相談所、難聴幼児通園施設、ろう学校などの関係機関等が密接に連携して事業に取り組まれない。なお、これらの参考となるよう、厚生科学研究において「新生児聴覚検査事業の手引き」（「全出生児を対象とした新生児聴覚スクリーニングの有効な方法及びフォローアップ、家庭支援に関する研究班」主任研究者三科潤）の作成・配布を行っているところである。

（参考）平成14年度実施県

北海道、秋田県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、岡山県、佐賀県

4 療育相談指導事業について

慢性疾患児等の疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の健康の保持増進及び福祉の向上を図るため、保健所での相談指導や巡回による相談指導を行うものである。

（1）事業内容

ア 療育相談指導事業

保健所医師等が医療機関からの連絡票に基づき、長期療養児の保護者に対して、家庭看護、食事・栄養及び歯科保健に関する指導を行うとともに、福祉制度の紹介、学校との連絡調整、その他日常生活に関し必要な相談指導を行う。

イ 巡回相談指導事業

医師、看護婦等により療育指導班を編成し、保健所を利用することが困難な地域に居住する児童で療育指導の必要がある児童及びやむを得ず家庭の療育を

余儀なくされている在宅指導の必要がある児童に対して、出張・巡回による相談指導を行う。

(2) 実施主体 都道府県、政令市

5 乳幼児発達相談指導事業について

心身の成長発達のための支援を必要とする乳幼児等の発達・発育を支援するため、発達相談指導事業や専門スタッフ派遣事業等を実施し、児童の健全な発達と保護者の育児不安の解消を図るものである。

(1) 事業内容

ア 発達相談指導事業

保護者等に対し、医師、保健婦、心理相談員等による発達に関する指導、助言を行うとともに、必要に応じて医師、保健婦、理学療法士作業療法士等により基本的な機能訓練を実施する。

イ 専門スタッフ派遣事業

基本的な生活能力の向上を支援する必要がある児童については、作業療法士や理学療法士等の専門スタッフを家庭に派遣し、療育指導を実施する。

ウ 情報提供事業

発達段階に応じた療育方法や医療・保健・福祉サービスに関する情報の収集整理及び本事業の対象となる保護者等に対して情報の提供を行う。

(2) 実施主体 都道府県、指定都市、中核市